■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 5件

○対象とならなかった市長への手紙:33件(匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。)

■対象となった市長への手紙の回答(受付年月 令和5年3月分)

対応状況凡例:○=手紙の内容に応じて対応済

△=手紙の内容を検討中

×=手紙の内容に対応できない

		件名	対広	>1 1/1 (C)	対応できない	
NO.	種別				状況	所管課
1	メール	新婚補助金について	島田市在住の新婚夫婦です。 昨年5月に入籍し、夏に家を購入しました。 結婚の想像よりも早く家を購入することにない。 とれた。 入籍した。 入籍した。 不同棲していた。 年度末になり、知り合いでした。 年度末になり、知り合いでもました。 が、していまり、一次の日間であるとは、一次のよいでは、一次のよいでは、一次のよいでは、一次のよいでは、一次のよりでです。 説明のみ発行して、一次のよいたのははもられたのが、一次のよいでしまが、ののました。 ところが、その作は、予算が表しないとと2/27の時点でがあれたがでしまいました。 ところが、その次の日サイトを見てみると2/27の時点でがあると2/27の時点でではよいでしまいました。 ところでにはいました。 ところではより、からははもられたので無理だとまってが、その次の子とと、予算もないので無理だとからました。 ところではより、からとした。 はないたのがよりにはない、デリギリと期もられました。 お金かけてのからした。お金かけのの少しはもらえるかもしれません。 おったのが同違いでした。 27日に行った時点で今日で受付終了になかもしれません。期待したのが高違いでいたら、落ち込みました。 地でしまった分、すのでいました。 はなったがました。 はなったがました。 できたがもしれません。 がよったがあました。 はなったがもしれません。 がよったがあました。 はなったがあました。 はなったがもしれません。 がよったがあました。 できたがもしれません。 がよったがあました。 はなったがあました。 はなったがもしれません。 がよったがあました。 はなったがあました。 はなったがあました。 はなったがあれば、平ちにないではでいるがあるがはでいる。 はないでしまったがあればがないる。 はないでしまったがあればがないる。 はないでした。 ところがはいるのでした。 とこがはないでした。 とこがはないでした。 はないでした。 はないでした。 とこがはないでした。 はないでした。 とこがはないでした。 はないでした。 はないでした。 とこがはないがもしれません。 はないでした。 はないでいたら、こといくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいく	この補助金に限らず、予算の範囲内での申請受付となるため、全ての方に補助金を交付できないケースがあります。 最初にご相談いただいた際、予算の状況等についての丁寧な説明が不足してしまい申し訳ありません。 所得証明書の取得についても、費用が発生してしまったことを重ねてお詫びします。 ○○様が結婚新生活支援補助金の説明を受けた時点では、予算もあり受付可能な状況でしたが、その後、別の方からの申請があり、予算額に達してしまいました。 結婚新生活支援補助金は申請制であり、申請者によっては新生活支援補助金は申請制であり、申請者によってもが異なるため、「いつ受付が終了するか」という案内が予めできないのが現状です。 毎年、年度末に近づくにつれて、このように申請が集中する状況が出てきます。 今後は、多くの方に結婚新生活支援補助金を交付できるように、制度の見直しを予定しています。	×	子育で応援課 (36-7159)

			す。私は病気もありなかなかうまく働けない状況です。少しでもそういう補助があるなら嬉しい気持ちでした。 若リギリになって申し込みをしようとしたこちらにも非はありますが、今回の説明不足も踏まえて、対策していただけないでしょうか。とても不快な気持ちになりました。 市役所の担当者の対応もそっけなく尚更です。 せめて、申請書を受け取った人には対応していただけないものでしょうか。ご検討よろしくお願いします。			
2	メール	六合中学校の校舎 をきれいに建て直 してください	今のがなかます世になるさい。 を含まれている。 を含まれている。 をおりと40年とだいる。 をおりと40年とだいる。 をおいてかれている。 をおいてもいる。 をおいてもいる。 をおいておれてものがないです。 をおいておれてものがなかがあるしたがあるととのありたとなった。 をでは、ないですがあるしたがです。 をでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	○○様の言われるとおり、六合中学校は昭和58年に校舎が建築され、建築してから今年で40年経過します。学校の施設が古く使いにくいことで御迷惑をおかけしています。 一方で、島田市内には、六合中学校より以前に建築した小中学校が12校あります。現在は、大合中学校よりとでの基準した小中学校の建替えています。をおいかの選替をである。ところ、大会のでは、大会のではは、大会のではなどののではまだがありませんがののではまだがありませんがありませんがありませんがありましたがありませんがありましたがありましたがでです。 「会後も、○○様をはじめ皆さんが学びやすい学校になるよう引き続き学習環境の整備を心がけてまいります。	×	教育総務課 (36-7953)
3	メール	川根温泉の時短営業の継続について	昨年9月の台風で水源が被害を受け復旧するまで 時短営業をしていたのに、復旧したら「昨今の世 界情勢による電気料金、燃料価格の高騰の為3月 末まで時短営業を継続」し、今回また同じ理由で 来年6月まで時短営業が継続されることとなりま した。 今まで温泉をとても楽しみしてきた身としては正 直「騙された」という気持ちになりました。現在	仕事終わりの温泉を楽しみにしていただいていたにもかかわらず、時短営業を継続することとなり大変申し訳ございません。 お問い合わせいただきました「川根温泉の時短営業の継続」につきましてお答えします。 川根温泉ふれあいの泉を運営している㈱川根町温泉につきましては、近年利用者数の減少から大変厳しい経営状況が続いております。加えて昨年から燃	×	観光課 (36-7394)

_	1					1
			温泉は19時(最終受付18時)で終了です(食	料費や電気料金の高騰により一層厳しさを増してい		
			堂の最終受付は14時)。仕事が終わって温泉に			
			入りたくても絶対間に合いません。でも4月にな	· -		
			れば通常営業に戻りゆっくり温泉に浸かれると	○○様のように温泉に入ることを楽しみにされて		
			思ったのにとてもガッカリしました。つまり現経	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
			営陣、運営陣は台風後の6ヶ月何をしていたの	が、現状においては、旧川根町のシンボルである㈱		
			か?と。確かに時短営業をすることで電気、水			
			道、人件費等の出費を抑えることはできますが、	営改善の一つの手段として考えております。		
			どうやったら収入を増やせるか考えないといつま	今後、入館者の推移等見ながら、営業時間を調整		
			で経っても時短営業は終わらないですよ。一度上	していくこととなります。ご不便をおかけします		
			がった物価は絶対下がりません。その間にお客さ	が、ご理解頂きますようお願い申し上げます。		
			んは来なくなり、温泉も見限られていくそれを	今回、○○様からいただきました御意見につきま		
			来年6月までとは…つまり現経営陣は隣の川根温	しては、島田市と㈱川根町温泉とで情報を共有し、		
			泉ホテルの経営権見直しまで何とか細々繋ぎ、新	これからの温泉経営の参考とさせていただきます。		
			しい経営者に川根温泉を任せてしまおうという考	今後も御利用の皆様や地域の皆様からの御意見等		
			えではないのですか?その間何もせず、お客さん			
			には不便な思いをさせ、自分達は給料をもらうだ	設となるよう努めてまいりますので、何卒よろしく		
			け…川根温泉の責任者は市長ですよね。つまり			
			我々島田市民の税金も使われているわけですから			
			我々の税金がちゃんと使われているかどうか			
			チェックするのも義務だと思います。市長が支配			
			人達と真剣に話し合い今後どうするか考えない			
			と、今のままでは潰れてしまいますよ。もし今の			
			経営陣がダメならそっくり入れ替えてもいいと思			
			います。今のこの現状を見たら、最初温泉を掘っ			
			た川根の人々は愁いているでしょうね。			
			マイナンバーカードで確定申告をできればと、6	今回○○様のお母様のマイナンバーカードのお手		
			桁のセキュリティコードの登録に行きました。当			
			初、父と私と市役所にゆき、母のカードを持参	M. さいは、 (1)署名用電子証明書/利用者用証明用電子証		
			し、代理で登録できないか?と依頼したが、後日			
			し、八座(登録くさないが)とは頼したが、後日 自宅に書類を送るので母の自筆で記名してもらい			
			その書類を持ってまた来るように言われその日は			
		高齢の父母のマイ	ての音頻を行うしまた木るように言われての百は 父と私の登録は終え、帰宅しました。後日送られ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
4	∀ — 11.	ナンバーカードの	又と私の登録は於え、帰宅しました。後り送られ てきた書類は6桁のセキュリティコード登録のた		×	市民課
4	Λ· =/ν		くさに青頬は6桁のヒヤュリティコート登録のに めのものと、新規にカード作成のためのものと、	こ上記の者名用電子証明書が日勤的に天効してしま うため、次住所地に転入する際に再度の発行の手続	^	(36-7194)
		代理手続き	ののものと、新規にカート作成のためのものと、 2枚ありました。マイナンバーカードは既に発行	うため、伏住所地に転入りる際に再及の発行の手統 きで、全国統一の手続きとなります。またお母様の		
			2枚めりました。マイケンハールートは既に発行 されていたので、6桁のセキュリティコード登録	さぐ、全国統一の手続さとなりより。またねは様の カードの署名用電子証明書の暗証番号がわからず、		
			されていたので、6桁のセキュリティコート登録 ためのものの書類に母に住所氏名を記入してもら	カートの者名用電子証明書の暗証番号がわからす、 前住所地で発行の手続きをしているかどうかもわか		
			い、市役所に 3/13 にもって行き手続きをお願いした。	らないということでしたので、(2)の手続きが必		
			たところ、もう一枚の書類にも母の記名がないと	要となりました。		
			処理できないといいます。一枚の書類でこの登録	2月20日の来庁時に上記2つの手続きが必要であ		

処理について私を代理人としていながら、なぜ、 もう一枚の書類でも代理人と指名しなければなら ないか納得いかないので、私は職員に説明を求め ましたが、私が納得していないところで私がごね るためにあえて一枚の書類にのみ代理人指定のた めの記名を母にお願いしてきたことをつげると、 りました。仕方なく、私はまた車で自宅にもど 録はしてもらいましたが、なぜ、私が納得する説しい旨をお伝えいたしました。 明もなく先は立ち去ったのか説明を求めました。 す。

六回の住所、氏名を記載さらに個人の証明書類を 確認しないと、私が母の代理でマイナンバーカー ドの登録手続きを行うことが確認できないので しょうか?職員の権限で推策できないのでしょう か?一度父と一緒に行き、自宅に来た郵便をも ち、母の記名があり、書類が1枚だけだからと、 受付ず、更に途中で話を切って立ち去るという職 員の態度は大変私をバカにしています。謝罪と今 **│** 後の対策を説明して頂きたいと考えます。私はこ のようなトラブルを少しでも減らせるように同じ 手続きで訪れる人がもし今後現れたとしたら、メ モ書き程度でも「書類の両方に記名ください!」 等の説明書きを同封したら親切ではないかと思い ます。また昨年私は川崎市から移転してきたので 川崎市では職員が納得した説明を終わらずに立ち 去られたことなないと言ったら、島田市は川崎市│ための必要な書類であったことをご理解ください。 のように大きくないので忙しくそのような対応は できないとの返答がありましたが、どれほど、島 田市の職員の労務が多いのか疑問なので説明欲し いです。市の行政実務は、市民との納得行く話し 合いの一つ一つでよりよいものになってゆくものして、今後も丁寧な説明と対応に努めてまいります。 と考えます。事務手続きのための仕事のための仕 事という態度を職員がとる伝統を島田市役所で あったとしたら、ここの行政サービスは一向によ

る理由をご説明し、○○様にそれぞれの申請書を計 2枚ご記入いただき、委任状も含めた「署名用電子 証明書/利用者用証明用電子証明書の新規発行照会 書兼回答書」と「暗証番号変更・再設定照会書兼回 答書」の2枚を送付いたしました。

○○様につきましては、3月13日のご来庁時に上 その職員2名は呼び止めても私を無視して立ち去 │記2枚の回答のうち「暗証番号変更・再設定」のみ の記入で、「署名用電子証明書/利用者用証明用電 り、母の通所している介護所にゆき入浴中の母に│子証明書の新規発行」は未記入のままお持ちいただ 記名してもらい再度、市役所に向かいました。登 | いたので、2枚とも記入がなければお手続きできな

初回のご来庁時にも2枚の申請書をご記入いただ また代理人指定の書類がなぜ2枚必要か?それに┃いていることからご説明はしているとは思います ついては手続きに必要であるからというだけで┃が、今回についても同様の説明を何回させていただ す。2枚の書類に記名すると母と私合わせて6筒 | いてもご納得いただけないご様子でしたので、職員 所の氏名、六ヶ所の住所を記入することになりま ┃が「なぜ1枚しか記入して来なかったのですか。」 と伺ったところお問い合わせにもある通り「ごねる ため」と故意である旨のご回答をいただいたので、 これ以上誠意をもってご説明してもご納得いただけ る様子はないと判断し、話を区切らせていただきま

> 「市役所は究極のサービス業」であり、○○様の おっしゃる「市の行政実務は、市民との納得行く話 し合いの一つ一つでよりよいものになってゆくも の」というお考えに対しては賛同致しますが、マイ ナンバーカードに関するお手続きの実務の部分つい ては、国の事務処理要領に則り業務を進めなくては ならず、市の裁量によって手続きを簡素化できる節 囲が限られております。

> 今回のお母様の手続きについても、ご事情を伺っ たうえで手続きについて説明させていただきました が、マイナンバーカードを転入後もご利用いただく

> 現在マイナンバーカードの普及により、国の事務 処理要領の変更も予定されております。市の裁量で 簡素化できる部分については検討してまいります が、市民の皆様がスムーズにお手続きができるよう

			くなりません。一考ください。			
5	メール	タクシー券につい て	私達夫婦は、今から 30 年前仕事で島田に来て、東京に住んでいた家も処分して去年9月迄仕事をしていました。毎年認知症の検査をして異常なり、それ以来、行動や物忘れなどの症状がひとどくなり、11 月病院で認知症と診断され、今日も福祉課に相談に来ました。タクシー券は本当に助かっていますが、私は脳梗塞の後遺症で歩行困難で、中は去年12月に廃車しましたので、今はどこにもタクシーか歩きです。バス停はありますが自宅から歩いて行けません。タクシー券年2冊では2人で病院へ行くにも足りません。住んでいる所も便利なところに移属いする方法がわかりません宜しくお願い申し上げます。	島田市の重度障害者タクシー料金助成の制度は、障害のある方の日常生活の利便を図ることを良してにいる。 同則として年間 2 冊 (100枚)までを限度としておりますが、特別な事情がある場合には、3 冊目(さらに50枚)の追加交付をしております。 具体的には、人工血液透析のため週3回以上通院の必要がある場合や、視覚、下肢、体幹のいずれかに障害があるなど、一定の条件に当てはよる場合です。 ○○様におかれましては、脳梗塞の後遺症により歩行困難でいらっしゃるとのことですのでは、3 冊目の交付対象となる可能性がございます。 つきましては、福祉課へご相談をいただけましたら幸いで、 今回、○○様からのお手紙を拝読し、○○様の生活といる悩みや不安は、大変切実なものと存じます。 市といたしましては、引き続き、○○様の生活との不安が解消する方法を一緒に考えてよいりたとします。 御理解の程、よろしくお願いいたします。	0	福祉課 (36-7154)